

様式第19（第18条関係）

【書類名】 意匠登録料納付書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【意匠登録番号】
【意匠権者】
【氏名又は名称】
【納付者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【納付年分】

（ 円）

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

- 1 「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 2 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

- 3 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。
- 4 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」(備考6に該当する場合にあつては「【持分の割合】」)の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載する。
- 5 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。意匠法第42条第5項ただし書又は同法第44条第3項ただし書の規定により、現金により登録料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【登録料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する。
- 6 第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 7 第18条第3項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「【納付年分】」(備考4に該当する場合にあつては「【特許料等に関する特記事項】」、備考6に該当する場合にあつては「【持分の割合】」)の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。
- 8 その他は、様式第18の備考1から4まで、6、7、10から12まで、19及び21と同様とする。この場合において備考11中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と読み替えるものとする。